を複数の者の間で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本若しくは人事面において関連のある者が建設業務と工事監理業務を実施することはできない。

ア　設計業務
イ　建設業務
ウ　工事監理業務
エ　維持管理業務
オ　運営業務

⑤　応募者を構成する企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までの期間に限り、応募者を構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、その事情を検討のうえ国が認めた場合はこの限りではない。

⑥　応募者を構成する企業のいずれかが、他の応募者を構成する企業でないこと。

⑦　応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者を構成する企業でないこと。ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合を除く。

⑧　上記④における「資本若しくは人事面において関連のある者」及び上記⑦における「資本関係又は人的関係のある者」とは、次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。

ア　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。

ａ．子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。ｂ．において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。ｂ．において同じ。）の関係にある場合

ｂ．親会社を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ａ．については、会社等（「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が「民事再生法」（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（「会社更生法」（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ａ．一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役。）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ｂ．一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ｃ．一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　組合（共同企業体等を含む。）とその組合構成員の関係にある場合。その他上記アと同視しうる資本関係又はイと同視しうる人的関係があると認められる場合。

⑵　応募者を構成する企業に共通の参加資格要件

①　「予算決算及び会計令」（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　ＰＦＩ法第９条に定める欠格事由に該当しない者であること。

③　１⑸①から③までに掲げる業務のうち当該企業が実施する業務に対応した予決令第72条の資格の認定を受けている者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、所定の手続に基づく再認定を受けていること。）。

④　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（上記③の再認定を受けた者を除く。）。

⑤　第一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月29日建設省厚第91号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱について」（平成10年８月５日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱について」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑥　近畿地方整備局が本事業に関する検討を委託（再委託企業を含む。）したPwCアドバイザリー合同会社、アンダーソン・毛利・友常法律事務所又は株式会社昭和設計と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑦　近畿地方整備局内に設置した「大阪第６地方合同庁舎（仮称）整備等事業有識者委員会」の委員が属する企業又はその企業と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑧　上記⑥及び⑦において、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、上記⑴⑧に同じ。

⑨　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準じる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑶　設計企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の①から⑧までの要件を満たすこと。

①　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る平成29・30年度一般競争参加資格の認定を受けていること。

②　「建築士法」（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

③　設計業務を複数の設計企業が分担して行う場合にあっては、いずれの設計企業においても上記①及び②を満たしていること。

また、設計業務を分担する場合の業務分野は、国土交通省告示第十五号（平成21年１月７日）における別添一（以下「告示別添一」という。）第１項第一号ロ⑴及び第二号ロ⑴の設計の種類により示されたものを、次のアからオまでにより分類する。なお、応募者においてこれら以外にランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建築物の外観等の視覚的要素のデザインその他の独立した専門的分野を追加することは差し支えない。その場合は、新たに追加する業務分野、当該分野の具体的な業務内容、当該分野を追加する理由及び主任担当技術者の経歴を明確にすることとし、当該主任担当技術者は下記⑧の要件を満たしていなければならない。ただし、次のアからオまでによる業務分野を分割して新たな分野を設定してはならない。

ア　総合　建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計業務。

イ　構造　建築物の構造に関する設計業務。

ウ　電気設備　建築物の設備における電気設備に関する設計業務。

エ　機械設備　建築物の設備における給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等設備に関する設計業務。

オ　積算　アからエまでに関する積算業務。

④　次のアからカまでに示す業務を実施する管理技術者及び主任担当技術者を配置できること。

ア　管理技術者については、設計業務の技術の管理及び統括に関する業務。

イ　総合主任担当技術者については、上記③ア総合に関する業務分野について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

ウ　構造主任担当技術者については、上記③イ構造に関する業務分野について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

エ　電気設備主任担当技術者については、上記③ウ電気設備に関する業務分野について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。